

認可保育施設等利用のご案内

この案内は認可保育施設等に在園している児童の保護者向けに、保育利用ガイドを一部抜粋したものです。

ぜひお読みいただき、認可保育施設等の利用について、申請内容や家庭状況等に変更があった場合は、各種手続きをお願いします。

目次

1. 教育・保育給付認定の要件	P.1
2. 利用者負担額の決定について	P.1
3. 保育の必要量（利用時間）の認定	P.2
4. 利用における注意事項	P.2
5. 申請内容に変更がある場合	P.2
6. 「保育の必要性」が分かる書類一覧表	P.3
7. 病児保育事業について	P.3

お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課

TEL. 086-803-1432 FAX. 086-803-1842

書類の提出先

◎就園管理課

◎各福祉事務所・支所

（北区役所管内）

・ 北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町 1-1-1	TEL.086-803-1209
・ 北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成 2-6-33	TEL.086-251-6530
・ 北区役所御津支所総務民生課	岡山市北区御津金川 1020	TEL.086-724-1111
・ 北区役所建部支所総務民生課	岡山市北区建部町福渡 489	TEL.086-722-1112

（中区役所管内）

・ 中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町 11-47	TEL.086-901-1231
-----------	-----------------	------------------

（東区役所管内）

・ 東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中 2-16-33	TEL.086-944-1822
・ 東区役所瀬戸支所総務民生課	岡山市東区瀬戸町瀬戸 45	TEL.086-952-1112

（南区役所管内）

・ 南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾 880-1	TEL.086-281-9620
・ 南区南福祉事務所	岡山市南区福田 690-1	TEL.086-230-0321
・ 南区役所灘崎支所総務民生課	岡山市南区片岡 207	TEL.086-363-5201

1. 教育・保育給付認定の要件

利用希望月の1日時点（基準日）で、次の1、2の要件に該当する場合、教育・保育給付認定（2号・3号）を受けることができ、保育施設等の利用をすることができます。

1 保護者及び児童が岡山市に居住し、住民登録をしていること

2 「保育の必要性」の事由のいずれかに保護者が該当すること（下表参照）

「保育の必要性」の事由※1		教育・保育給付認定の有効期間
就労	月48時間以上労働することを常態としてしている場合	[2号認定] 小学校就学の始期に達するまでの期間 [3号認定] 満3歳に達するまでの期間 内が必要と認められる期間※2
妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間
疾病・介護・災害等	・病気やけが、又は心身に障害がある場合 ・親族等を常時介護又は看護している場合 ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	就労の有効期間と同じ
求職中※3	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月間
就学、職業訓練	就学や職業訓練のため、保育することができない場合	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
社会的養護	社会的養護の必要がある場合	就労の有効期間と同じ
育児休業中※4	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要な場合	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる期間
その他、上記に類する状態であると市長が認めた場合		
育児休業復帰予定※5		復帰予定月の前月から翌月までの3か月間
採用（起業、就学）予定		採用（起業、就学）予定月の前月から翌月までの3か月間
その他の認定事由		認定事由により必要と認められる期間

※1 「保育の必要性」の事由の変更により、期間が変更（短縮）となる場合があります。

※2 満3歳の年齢到達による3号認定から2号認定への変更は、特別な手続きは不要です。満3歳の年齢到達前に、2号認定の支給認定証を岡山市から送付します。

※3 保育施設等の利用が決定した児童については、入園した月から3か月間となります。

※4 育児休業中に保育施設等を利用できるのは、以下のいずれかの場合となります。

- ・既に保育施設等を利用している児童が次年度に小学校への就学を控える場合
- ・育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日まで

以下の項目は令和5年4月1日以降の適用（令和4年4月2日以降に生まれた児童に係る育児休業を取得している世帯）

・育児休業に係る児童が「育児休業復帰予定」の事由で利用申込をし、利用調整の結果、利用不可となった場合かつ利用申込を継続している場合は、その児童が満1歳となる日の属する年度の末日まで（保育の必要性の事由は「育児休業復帰予定」となります。）

→ただし、その児童が利用申込の際に「育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない」とした場合、既に保育施設等を利用している児童の認定は「育児休業中」の有効期間までとなります。また、利用調整の結果、内定となり、その内定を辞退した場合は、既に保育施設等を利用している児童の認定期間は、原則辞退した月の末日までとなります。

※5 育児休業に係る児童については、利用申込することも可能ですが、その場合には、利用開始月の翌月末までには職場復帰する必要があります。

（注1）在園児については、次に掲げる事由変更はできません。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ①「求職中」から「求職中」への変更 | ③「育児休業復帰予定」から「妊娠・出産」への変更 |
| ②「育児休業復帰予定」から「求職中」への変更 | ④「採用予定」から「求職中」への変更 |

2. 利用者負担額の決定について

保育施設等の利用者負担額は、世帯の市区町村民税額（均等割及び所得割の額）と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数並びに保育の必要量によって決定します。4月～8月分は前年度市区町村民税額、9月～3月分は当該年度市区町村民税額が利用者負担額を決定する基礎となります。

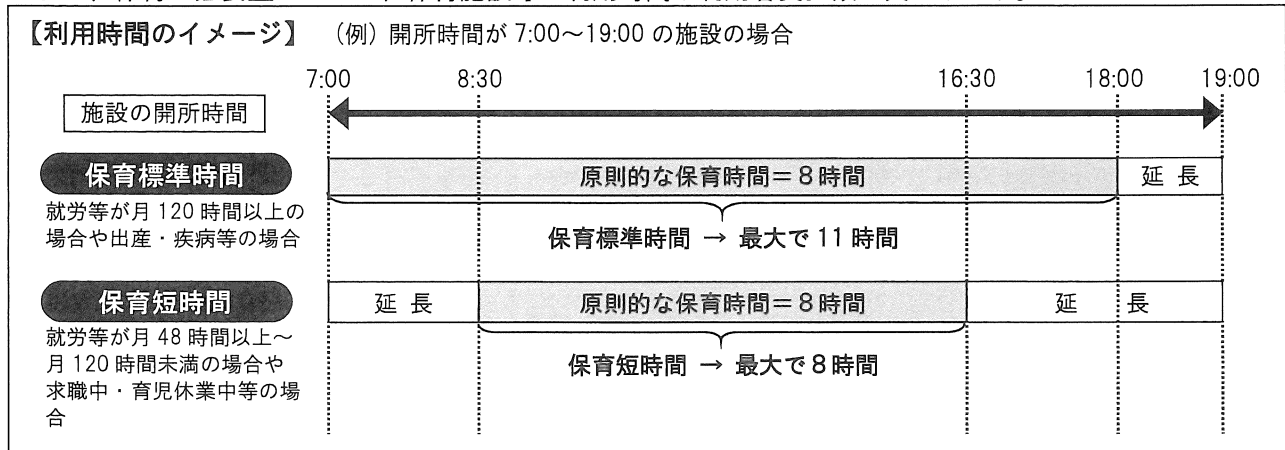
※ 詳しくは次の二次元コードから岡山市ホームページをご覧ください。



3. 保育の必要量（利用時間）の認定

保育の必要量（利用時間）は、保護者の「保育の必要性」の事由や就労時間の状況などにより、「保育標準時間（1日あたり最大11時間）」と「保育短時間（1日あたり最大8時間）」に区分されます。

また、保育の必要量によって、保育施設等の利用時間や利用者負担額が異なります。



※ 開所時間及び保育時間（保育標準時間、保育短時間、延長保育の実施時間）は各施設により異なります。なお、市立保育施設での保育標準時間は原則10時間30分です。

※ 認定された保育の必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。子どもの育成上の配慮等の観点から保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いします。

※ 保育の必要量の認定は、やむを得ない事情等により変更できる場合があります。変更を希望される月の前月末までに、就園管理課にご相談の上、手続きをしてください。遡っての変更はできませんのでご注意ください。

4. 利用における注意事項

- 不正又は偽りの行為により保育給付認定申請や利用申込をした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただきます。
- 利用開始後に利用施設を変えること（転園）は、転居や転職等の理由により通うことが著しく困難な場合を除き、原則として認められません。
- 保護者及び児童が市外へ転出する場合は退園となりますが、利用月の1日時点で岡山市に住民登録があればその月の月末まで現在通園中の保育施設に在籍が可能です。

5. 申請内容に変更がある場合

申請内容の変更があった場合には必要書類をご提出ください。

内容	必要書類
住所・氏名・世帯構成等の変更があるとき	変更届※
「保育の必要性」の事由に変更がある場合（施設の利用を開始後、年度途中に出産する場合や、退職、転職、勤務時間の変更等含む）	変更届 次のページに掲載の「保育の必要性」の事由がわかる書類一覧表内の該当する必要書類
退園する場合	退園等届出書（退園する月の20日までに） 例：4月30日まで通う場合、4月20日までに退園等届出書を提出。退園等届出書の退園年月日には5月1日と記入。

※ 結婚（離婚）の場合、結婚（離婚）日が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等が必要です。また、結婚により父又は母が世帯員に加わる場合は、その方の保育利用事由証明書等も必要です。離婚の場合、児童の健康保険上の扶養者の確認のため、児童の健康保険証の写しも必要になります。

- 各変更手続きについては次の二次元コードも併せてご確認ください。

保護者の皆様へ（変更内容別提出書類一覧）（PDF形式）



6. 「保育の必要性」が分かる書類一覧表

保護者の状況		必要書類 ※
就労	被雇用者 株式会社等の役員	・ 保育利用事由証明書【1 勤めに出ている人】 児童の祖父母が代表を務める自営業で就労している場合は、当該祖父母の書類も必要 (下記「自営業(商業、農業)」の必要書類に準ずる。)
	自営業 (商業、農業)	・ 保育利用事由証明書【2 自営業、農業、就学、その他の人】 ・ 帳簿、領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)など、自営業が確認できる書類を 数種類・複数枚(概ね3か月以内のもの) ※確定申告書の写し、開業届は不可
	内職	・ 内職状況申告書
妊娠・出産		・ 保育利用事由証明書【3 出産、病気、障害、介護(看護)の人】 ・ 親子手帳(母子健康手帳)の保護者名と分娩予定日がわかるページの写し
疾病・負傷・障害		・ 保育利用事由証明書【3 出産、病気、障害、介護(看護)の人】 ・ 疾病・負傷: 疾病負傷証明書(6か月以内に証明されたもの) ・ 障害: 障害者手帳等の写し
親族等の介護又は看護		・ 保育利用事由証明書【3 出産、病気、障害、介護(看護)の人】 ・ 保育利用申込等に係る確認願(民生委員による確認を受けたもの) ・ 介護や看護が必要な状況がわかるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書の写し)
災害		・ リ災証明書、被災証明書等の写し
求職活動		・ 求職活動状況申告書
就学・職業訓練		・ 保育利用事由証明書【2 自営業、農業、就学、その他の人】 ・ 在学証明書及び時間割等の写し
育児休業中		・ 保育利用事由証明書【1 勤めに出ている人】(育児休業取得(見込)期間について証明されたもの) 自営業における代表者の場合は、保育利用事由証明書【2 自営業、農業、就学、その他の人】
育児休業復帰予定		・ 保育利用事由証明書【1 勤めに出ている人】(育児休業取得(見込)期間について証明されたもの) 自営業における代表者の場合は、保育利用事由証明書【2 自営業、農業、就学、その他の人】
採用予定		・ 保育利用事由証明書【1 勤めに出ている人】
起業・就学予定		・ 保育利用事由証明書【2 自営業、農業、就学、その他の人】 ・ 起業予定: 事業用に購入した物品等の領収書、店舗予定地の賃貸借契約書等の写しなど起業を予定していることがわかるもの数種類・複数枚(概ね3か月以内) ※開業届は不可 ・ 就学予定: 合格通知及び時間割等の写し
不存在		・ 保護者が不存在であることがわかる書類 離別、死別: 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、児童扶養手当証書、 ひとり親家庭等医療受給者証のうちいずれかの写し 海外居住等: パスポート、ビザ等の写し 離婚調停中: 事件係属証明書等の写し
市長が特別に認める場合		就園管理課にご相談ください

※ 提出書類の余白には、必ず利用施設名、児童名(フリガナ)、児童生年月日をご記入ください。

証明書類については、特段の記載がなければ、3か月以内に証明された書類が必要です。ただし、令和4年度の現況届では、令和4年10月1日以降に証明された書類が必要です。

7. 病児保育事業について

◎ 病児保育事業

保護者の勤務などで、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、医療機関等において、一時的な預かりを行っています。

● 利用対象者

岡山市又は病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町に居住し、保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情によって家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童で、次のいずれかに該当する児童

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童
- (2) 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童

※ 協定締結市町 … 倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、久米南町、美咲町、吉備中央町

※ 児童の対象年齢や、利用方法、利用時間、利用料金(減額制度あり)などは施設によって異なります。

※ 詳しくは施設の所在する市町村又は各実施施設へお問い合わせください。

病児保育事業

